

# 青森県報

号外第四十三号

平成十六年  
五月十九日  
(水曜日)

## 目次

大規模小売店舗の変更の届出	(経営振興課)	一
右	同	二
右	同	三
右	同	四
右	同	五
右	同	六
右	同	六
右	同	七
右	同	八

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファル三戸店

三戸郡三戸町大字六日町四五の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ファル 岩手県盛岡市北松園四丁目二の一 代表取締役 三浦紘一	変更後	株式会社ファル 岩手県盛岡市北松園二丁目一三 代表取締役 三浦紘一	変更月日	平成 一六・四・五
-----	--	-----	---	------	--------------

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社ファル 岩手県盛岡市北松園四丁目二の一 代表取締役 三浦紘一	変更後	株式会社ファル 岩手県盛岡市北松園二丁目一三 代表取締役 三浦紘一	変更月日	平成 一六・四・五
-----	--	-----	---	------	--------------

四 届出年月日

平成十六年四月二十八日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び三戸町役場

2 期間

平成十六年五月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年九月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンデー青森店

青森市三好二丁目二の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二の一〇

代表取締役社長 田村圭三

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設運営に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後八時	平成十六年五月十九日
客が駐車場を利用することができる時間帯	午後八時十五分まで	午前六時四十五分まで	

四 届出年月日

平成十六年四月二十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年五月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年九月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンデー弘前店  
弘前市大字八幡町三丁目一の五外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンデー  
八戸市根城六丁目二の二一〇  
代表取締役社長 田村圭三
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設を営むに關する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時	平成 一六・五・三
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時十五分から午後八時十五分まで	午前六時四十五分から午後十時十五分まで	

- 四 届出年月日  
平成十六年四月二十八日
- 五 届出書及び添付書類の縦覧  
1 場所  
青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所  
2 期間  
平成十六年五月十九日から同年九月十九日まで  
3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限  
平成十六年九月十九日
- 2 提出先

- 青森県商工労働部経営振興課
- 3 記載事項  
  - (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所
  - (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
  - (三) 意見及びその理由
- 4 言語  
意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
苫生モール
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
前田商事株式会社  
むつ市小川町二丁目四の八  
代表取締役 前田 恵三
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設を営むに關する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社サンデー 開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時	平成 一六・五・三
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時から午後十一時まで	午前六時四十五分から午後十一時まで	

四 届出年月日

平成十六年四月二十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及びむつ市役所

2 期間

平成十六年五月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年九月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー青森虹ヶ丘店

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー  
八戸市根城六丁目二二の二〇  
代表取締役社長 田村圭三

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社サンデー  
八戸市根城六丁目二二の二〇  
代表取締役社長 田村圭三

四 変更しようとする事項

区 分	大規模小売店舗内の店舗面積の合計		大規模小売店舗の施設及び容量		変更前	変更後	変更年月日
	大規模小売店舗の施設及び容量	大規模小売店舗の施設及び容量	大規模小売店舗の施設及び容量	大規模小売店舗の施設及び容量			
四か所	三、三三二平方メートル	一七〇台	一、二立方メートル	開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時	四か所	一六・五三	平成一六・三・元
五か所	四、三九〇平方メートル	二二九台	三、三立方メートル	開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時	五か所		

五 届出年月日

平成十六年四月二十八日

六 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年五月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

七 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年九月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンデー弘前石渡店

弘前市大字石渡四丁目五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンデー

八戸市根城六丁目二二の一〇

代表取締役社長 田村圭三

三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設を営む方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時	平成十六年四月二十八日
大規模小売店舗の施設を営む方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前六時四十五分 閉店時刻 午後七時	平成十六年五月十九日
大規模小売店舗の施設を営む方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午後八時 閉店時刻 午後九時十五分	平成十六年五月十九日

四 届出年月日

平成十六年四月二十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び弘前市役所

2 期間

平成十六年五月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年九月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンデー八戸根城店  
八戸市根城六丁目二二の一〇外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンデー  
八戸市根城六丁目二二の一〇  
代表取締役社長 田村圭三
- 三 変更しようとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の開設の運用方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時	平成一六・五・二
大規模小売店舗の開設の運用方法に関する事項	開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時	開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時	平成一六・五・二
大規模小売店舗の開設の運用方法に関する事項	午後八時十五分まで	午後十時十五分まで	平成一六・五・二

四 届出年月日

平成十六年四月二十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年五月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年九月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンデー八戸新井田店

八戸市大字新井田字寺沢一九の二外  
 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 株式会社サンデー  
 八戸市根城六丁目二二の一〇  
 代表取締役社長 田村圭三

三 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設を営む方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時	平成 一六・五・三
大規模小売店舗の施設を営む方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時	平成 一六・五・三
大規模小売店舗の施設を営む方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時	平成 一六・五・三
大規模小売店舗の施設を営む方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時	平成 一六・五・三

四 届出年月日

平成十六年四月二十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び八戸市庁

2 期間

平成十六年五月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年九月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデー三沢店

三沢市南町一丁目三一の三八四七外

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

葛巻アイ

三沢市南町一丁目三一の三八五五

三 変更しよつとする事項

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
大規模小売店舗の施設を営む方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時	平成 一六・五・三
大規模小売店舗の施設を営む方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時	平成 一六・五・三
大規模小売店舗の施設を営む方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時三十分 閉店時刻 午後八時	平成 一六・五・三
大規模小売店舗の施設を営む方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前七時 閉店時刻 午後十時	平成 一六・五・三

四 届出年月日

平成十六年四月二十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び三沢市役所

2 期間

平成十六年五月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年九月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)附則第五条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年五月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデーむつ中央店

むつ市中央二丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

下北交通株式会社

むつ市金曲一丁目八の二二

代表取締役社長 白濱啓助

三 変更しようとする事項

区 分	変更前	変更後	変更年月日
大規模小売店舗の施設運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 閉店時刻 午後八時	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 閉店時刻 午後七時	平成十六・五・三
大規模小売店舗の施設運営方法に関する事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 閉店時刻 午後八時	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 閉店時刻 午後七時	平成十六・五・三

四 届出年月日

平成十六年四月二十八日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及びむつ市役所

2 期間

平成十六年五月十九日から同年九月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年九月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

---

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭